

国民健康保険の届け出をお忘れなく

■①勤務先を退職等した場合

勤務先の退職等により社会保険・共済組合等を脱退し、健康保険を任意継続していない方は、国民健康保険加入の届け出が必要です。

■②会社等へ就職した場合

会社等への就職により、社会保険・共済組合等に入られた方は、国民健康保険脱退の届け出が必要です。

■③解雇などによる失業者の国民健康保険税軽減

勤務先の倒産・解雇など、非自発的な理由により離職した方は、国民健康保険税が軽減されます。雇用保険受給資格者証を持参の上、手続きをしてください。

■④国民健康保険税が軽減される場合

前年の世帯総所得金額等（退職所得金額を除く）が、一定基準（世帯構成により異なります）を下回る場合は、国民健康保険税の均等割額を軽減します。ただし、同一世帯内に所得の申告をされていない方がいる場合は、軽減が適用されません。詳しくはお問い合わせください。

年金コラム

国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由番号が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の方が対象です。

※特別受給資格者証、高年齢受給資格者証をお持ちの方は、対象となりません。

※離職者本人の給与所得のみが軽減対象となります。

※軽減適用期間は離職日から最大で2年間です。

4月から、申請時点の2年1か月前の月分まで、申請ができるようになります。

○ご注意ください

2年1か月前の月分まで免除申請ができませんが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

申請期間に対応する前年所得

申請先・問合せ 市民課（総合窓口） 市民係（内線2663）

各総合支所市民課（菖蒲・内線121 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線126）

春日部年金事務所 804 / 8・737・7112

平成26年度人間ドック・脳ドック検診費用を助成します

年度中1回に限り、人間ドック等の検診費用の一部を助成します。

助成対象

・国民健康保険に継続して1年以上加入し、納期到来分の保険税を完納している世帯の方

・後期高齢者医療制度の被保険者で、納期到来分の保険料を完納している方

対象医療機関・助成額等

①委託医療機関（人間ドック）
久喜地区：あらゆる胃腸科皮膚科クリニック／新井病院／管理センター／久喜メデイカル
総合病院／久喜メデイカル
リニツク／小島医院／斎藤医院／サンクリニツク

鷺宮地区：相沢内科医院／岸田医院

受診費用 自己負担額1万円

※別途費用がかかる場合があります。詳しくは申し込みの際に医療機関にお問い合わせください。

申請時期 受診前

申請時に持参するもの 保険証

②指定医療機関（人間ドック）
ク／済生会栗橋病院のみ脳ドックもあり

済生会栗橋病院／北本共済病

院人間ドック健診センター（桶川市）／藤間病院総合健診システム（熊谷市）

助成額 2万3000円

※検診費用が上限です。

申請時期 受診前（医療機関へ予約の上、申請してください。）

申請時に持参するもの 保険証

③その他

①②以外の医療機関で人間ドック・脳ドックを受診する場合

助成額 2万3000円

※検診費用が上限です。

申請時期 受診後

申請時に持参するもの 保険証、領収書、検査項目の分かるもの、人間ドックの検査結果（市の特定健診を受診しない75歳未満の方のみ）、振込先口座番号

申請先・問合せ 国民健康保険課国保管理係（内線3442）

各総合支所市民課（菖蒲・内線121 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線127）

